

平成 31 年度 阿賀野市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定により、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての行政組織（以下「各部局等」という。）を対象とする。

3 調達等の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）

- ① 障がいの雇用者数が 5 人以上
- ② 障がいの割合が従業員の 20%以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

この方針により調達を推進すべき物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

紙製品、食品、日用品、農作物、啓発用品その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

パソコン入力作業、軽作業、施設等の清掃作業その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

平成 31 年度における物品等の調達目標は 2, 0 0 0, 0 0 0 円とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、以下の取り組みを行う。

(1) 各部局等での取り組み

各部局等では、法の趣旨を理解し、物品等の調達に際し障害者就労施設等からの調達に努める。

(2) 情報の提供

障害者就労施設等から供給可能な物品等について情報を収集し、各部局等への情報提供を行う。

(3) 調達発注における配慮

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、以下の点についても配慮する。

ア 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量の設定に配慮する。

イ 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、阿賀野市財務規則（平成 16 年規則第 55 号）第 129 条第 3 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 毎会計年度終了後に調達実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、民生部社会福祉課障がい福祉係とする。